平成２４年（フ）第９０号
茨城県高萩市大字安良川106番地の34　タケヤマンション102、申立時の住所茨城県高萩市大字島名2635番地の９
債務者　伊藤　好一
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第９１号
茨城県高萩市大字島名2635番地の９
債務者　伊藤　生弘
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第９２号
茨城県日立市諏訪町962番地１　県営諏訪Ａ７―301号
債務者　塩原　裕美（旧姓小関・小林・秋山）
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第９５号
茨城県高萩市本町３丁目135番地　東陽ハイツＡ―106
債務者　田所　恵美（旧姓岡田）
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１００号
茨城県日立市東多賀町３丁目１番４―102号
債務者　和田　文男
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１０８号
茨城県北茨城市磯原町磯原966番地
債務者　鈴木　　進
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第５５号
群馬県桐生市仲町２丁目13番10号
債務者　関根　宜幸
１　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第４３号
福井県敦賀市和久野29号７番地の１
債務者　飯田貴久子
１　決定年月日時　平成24年９月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第１６９号
山梨県甲府市屋形３丁目９番13号
債務者　小林　勝子
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
山梨県南巨摩郡早川町薬袋2737番地　浄蓮寺
債務者　金井　海淨
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
山梨県甲斐市富竹新田1035番地３　メゾンピリカＡ―７号室
債務者　木村　久美
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０５号
山梨県甲州市塩山西広門田67番地
債務者　吉田　道男
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５０号
名古屋市南区西又兵ヱ町１丁目16番地の２やまみ荘202号
債務者　甲地　勝代
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６６３号
愛知県小牧市大字二重堀727番地　ファーポッシビリティー203号
債務者　室園　泰正
１　決定年月日時　平成24年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７６号
三重県四日市市赤堀南町４番18号、前住所三重県四日市市城西町７番33号
債務者　小林　正美
１　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
三重県四日市市日永西１丁目18番23号、前住所三重県四日市市ときわ４丁目５番33号
債務者　三田　勇気
１　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
三重県いなべ市大安町大井田1500　青山寮532―２号室、住民票上の住所沖縄県うるま市字川崎16番地
債務者　野里　雅也
１　決定年月日時　平成24年９月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係